

島根県観光キャラクター「しまねっこ」出演の手引き

1. 「しまねっこ」の活動の目的

島根県観光キャラクター「しまねっこ」（以下「しまねっこ」といいます）は、以下の目的で出演します。

- ① 島根県の観光情報発信等を行う
- ② 島根県としまねっこの認知度向上を図る

しまねっこの出演ができない場合の例

- しまねっこの活動に適さない環境、又は適さない環境になるおそれのあるとき
- 法令、若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- 特定の個人、団体、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- 特定の企業・商品の販促活動につながるおそれのあるとき
(ただし、しまねっこの活動目的を達成するために、島根県・島根県観光連盟が後援、協力等の形で関与しているものは除く)
- その他、島根県・島根県観光連盟がしまねっこの出演が適当でないと認めたとき

2. 出演依頼から出演決定までの流れ

- (1) しまねっこの出演を希望する主催者等（以下「依頼者」といいます。）は、島根県観光キャラクター「しまねっこ」出演依頼書を出演希望日の6週間前までに、次の窓口に提出します。

出演依頼に係る窓口

出演先	窓口	問い合わせ及び申し込み先
1. 関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	にほんばし島根館	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 1-5-3 福島ビル 1F TEL : 03-5201-3310 FAX : 03-5201-2130 E-mail : nihombashi@pref.shimane.lg.jp
2. 関西地区 大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県	島根県大阪事務所	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 13 番 18 号島根ビル 2F TEL : 06-6364-3605 FAX : 06-6364-3854 E-mail : osaka-ofc@pref.shimane.lg.jp
3. 広島県	島根県広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町 1-23 ごうぎん広島ビル 3F TEL : 082-541-2410 FAX : 082-541-2412 E-mail : hiroshima-ofc@pref.shimane.lg.jp
4. 島根県隠岐郡	島根県隠岐支庁 (県民局)	〒685-8601 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL : 08512-2-9612 FAX : 08512-2-9626 E-mail : oki-kemmin@pref.shimane.lg.jp
5. 上記 1～4 を除く エリア	株式会社 エムアイ MI しまね	〒690-0048 島根県松江市西嫁島 1 丁目 3 番 24 号 西嫁島神庭ビル 203 号 TEL : 0852-67-6144 FAX : 0852-60-2088

- (2) 島根県及び株式会社MIしまね（以下、「しまねっこ運営者」という）は出演依頼書を審査し、出演の可否を検討します。
- しまねっこ出演の目的に沿っている場合でも、スケジュールが合わない場合は出演できません。
 - 出演依頼が重複した場合は、出演依頼の趣旨、出演スケジュール、出演内容、情報発信効果等から総合的に判断し出演を決定します。
 - 出演を決定する場合に、依頼者に条件を付す場合があります。

- (3) 出演予定日のおよそ4週間前を目安に、島根県又はしまねっこ運営者から依頼者に出演の可否を連絡します。
出演が決まった場合は、依頼者と島根県又はしまねっこ運営者のいずれかとの双方で出演の詳細を打ち合わせます。なお、早い決定を希望される場合はご相談ください。

3. しまねっこの出演の体制

しまねっこの出演は、基本的にはしまねっこスタッフの2名で伺います。

4. 出演に要する経費等

出演に係る費用は、次の通りとします。

- (1) 出演先が島根県内の場合は無料
- (2) 出演先が島根県外の場合は原則依頼者が実費負担
(スタッフの交通費、宿泊が必要な場合は宿泊費、しまねっこの移動に係る費用等)
(但し、島根県が必要と認める場合はこの限りではありません)

5. 出演にあたっての留意事項（主催者の方に守っていただきたいこと）

- (1) しまねっこ及び来場者の安全に配慮した運営を行うこと。
 - ・混乱時の来場者の誘導、安全管理に配慮すること。
- (2) しまねっこの出演にあたって、他のキャラクター等出演者との調整を行うこと。
- (3) 出演に係る広報物にしまねっこの画像を掲載する場合は、別途公益社団法人島根県観光連盟の許可が必要です。
公益社団法人島根県観光連盟 連絡先TEL 0852-21-3969
- (4) 事前に島根県及びしまねっこ運営者と打ち合わせた内容を守って出演させること。
 - ・しまねっこの出演時間は1回あたり30分までを目安としています。
 - ・屋外のイベント開催の場合は事前に雨天時対策を打ち合わせてください。
- (5) 雨天時に屋外で出演させ、あるいは危険な環境の下で出演させないこと。
- (6) しまねっこを破損又は汚損した場合は、補修等に係る経費を依頼者にご負担いただく場合があります。

6. 出演にあたって準備していただくもの

しまねっこの控室

- ・外部から見えず、極力出演場所に近い部屋
- ・部屋扉の開口部が幅1m、高さ2m以上あること
- ・屋外にあつては床の養生もすること
- ・個室でなくても可

(但し、ゆるキャラ以外の出演者との同室はやめてください、また可能であれば男女別の控室になるようご配慮ください)

音響（マイク、CDプレーヤー）※ステージがなければ必要ありません。

しまねっこの駐車場（ワゴン車1台分、控室から極力近い場所）※車両で移動しない場合は必要ありません。

7. その他

- (1) 依頼者が5に定める留意事項を遵守しないとき、又は遵守しないおそれがあると島根県が判断したときは、島根県はその出演の承諾を取り消し、出演中にあつては出演を取りやめます。この場合、依頼者に生じた損害または依頼者が第三者に与えた損害については、島根県は責任を負いません。
- (2) しまねっこの出演に起因する事故等により、依頼者が損害を被った場合、又は依頼者が第三者に損害を与えた場合には、島根県又はしまねっこ運営者は自らに故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。